

早期退職に係る募集実施要項

平成 2 5 年 1 1 月 7 日

法 務 省 民 事 局 長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり、平成 2 5 年度における早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象

法務局及び地方法務局に勤務する者のうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 2 5 年法律第 9 5 号）の指定職俸給表、行政職（一）俸給表又は行政職（二）俸給表の適用を受ける職員で、平成 2 6 年 3 月 3 1 日に「勤続 2 0 年以上」かつ「4 5 歳から 5 9 歳まで」の者（注 1 参照）

なお、勤続年数の計算は、国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）第 7 条の規定によるものとする。

2 募集人数

1 6 0 名

3 募集の期間（約 1 か月間）

平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日（金）午前 8 時 3 0 分から

平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日（金）午後 5 時 1 5 分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期日

平成 2 6 年 3 月 3 1 日（月）

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、応募申請書（別記様式 1（第 1 条関係））に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記 6 の受付担当者宛てに提出すること。

なお、応募申請書の提出は、郵送により提出する方法（送付する封筒の表面に必ず赤字で「早期退職応募申請書」と記入すること。）、受付担当者に直接提出する方法又は法務局 LAN を利用して電子データとして提出する方法のいずれかの方法によることとする（募集の期間が開始される以

前に、応募申請書が受付担当者に直接提出され、若しくは郵送により到達し、又は応募申請書の電子データを法務局LANにより受信した場合には、当該応募申請書の提出は、無効とする。）。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 平成26年1月17日（金）までに通知する予定

※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに応募取下げ申請書（別記様式2（第1条関係））を応募申請書と同様の方法で提出する。

6 本件に関する相談先及び受付担当者

(1) 下記(2)以外の職員

その所属する法務局又は地方法務局（職員課人事係又は総務課人事係）

(2) 法務局長、法務局部長及び地方法務局長

民事局総務課法務局係

※各局における受付担当等の一覧は、別紙参照

（注1） 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

(3) 平成26年3月31日までに定年に達する職員

(4) 平成25年11月15日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は平成25年11月15日から平成25年12月13日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2） 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

(1) この募集実施要項に適合しない場合

(2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合

(3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数を超えた場合において、先着順（※）に認定を行った結果、募集人数を超過することとなったとき。

※ 応募申請書の受付順位

応募申請書の受付順位は、その受理年月日及び受理時分により定まるものとする。受理年月日及び受理時分は、郵送により提出された場合には、応募申請書が受付担当者に到達した年月日及び時分、受付担当者に直接提出された場合には、その提出年月日及び時分、法務局ＬＡＮを利用して電子データとして提出された場合には、法務局ＬＡＮに記録された受信年月日及び時分となるので、留意すること。

なお、上記のいずれの提出方法による場合にも、応募申請書に必要事項が記載されたものを提出したことによってのみ、受付の順位が確保されるものであり、提出前の口頭又はメール等による提出の予告等により、順位を保全することはできないので、留意すること。